

第4章 銀行および銀行グループの情報利活用に関する法的課題 －ファイアーウォール規制を題材に－

上智大学 森下哲朗

1. はじめに：銀行および銀行グループの情報利活用を巡る問題状況

商取引において流通する情報の質と量が大きく拡大し、また、情報を管理、処理、活用する技術的な基盤も発展してきている状況で、銀行や銀行グループにおいても、多様な情報を利活用することによって、より良く社会に貢献できるようになることが重要である。例えば、平成31年の銀行法改正によって、金融機関が地域企業の経営改善に貢献したり、利用者のニーズに応えたりできるよう、顧客に関する情報を顧客の同意を得て第三者に提供する業務が解禁されることとなったことは、そうした状況を反映した一例であるといえる。また、令和3年の銀行法改正にもみられるように、銀行・銀行グループの業務範囲が拡大していく中で、真に顧客のニーズに合致したサービスを提供するためには、顧客をより良く理解することが重要であり、そのためにも、顧客に関する情報が適切に活用されることが望ましい。なぜならば、顧客をより良く理解することが、より良いサービスを提供するためには重要であるからである。

一方で、銀行や銀行グループが取り扱う情報の中には、企業の財務や経営の状況に関する情報、個人の生活に関する情報であって、企業や個人が公表や第三者との共有を望まないものも多く、銀行の守秘義務や個人情報保護法との関係が問題となる。さらには、最近では情報の所有権といった考え方も主張されるようになってきており、顧客のものである取引情報については顧客がコントロールできるべきであるといった考え方もでてきている。また、銀行や銀行グループが顧客が望まない形で情報を利用したりする事例があったり、豊富な情報を得た銀行や銀行グループについて利益相反や優越的地位の濫用の懸念が指摘されたりすることによって、情報の共有それ自体を制限する必要があるとされることもある。

以下では、銀行と銀行グループ内の金融商品取引業者との間の情報共有に関するファイアーウォール規制を題材に、銀行及び銀行グループ内における情報利活用に関する法的課題を検討することとしたい。

2. 銀証間のファイアーウォール規制の沿革と情報授受規制

(1) 銀証の情報授受規制の沿革

銀証のファイアーウォール規制は、平成5年に施行された金融制度改革法の一環として実施された業態別子会社による銀行の証券業務への参入の解禁を機に、弊害防止措置として設けられた。ファイアーウォール規制の一環としての情報授受規制は、同一のグループ内の銀行・証券会社間で、顧客の同意を得ずに、顧客の非公開情報を授受することを禁止するものである。

ファイアーウォール規制の目的については、①親銀行の経営の健全性等の確保（子会社支

援のために銀行の健全性が損なわれることの防止)、②利益相反の防止、③市場仲介者間の公正な競争の確保(銀行が積極的に子証券会社を支援することにより当該子証券会社が他の証券会社より競争上優位に立ったり、銀行が企業に対して有している影響力を行使することによって子証券会社が有利となったりすること等の防止)等が挙げられていた¹。しかし、厳格なファイアーウォール規制については様々な弊害も指摘され、規制は順次緩和されてきた²。例えば、平成19年12月18日の金融審議会金融分科会第一部会報告「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」が、「利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用等、本規制が本来のねらいとする行為を抑止するための措置としては、目的に照らして過大な規制となっているのではないか」としたうえで、具体的に、①金融グループとしての総合的なサービス提供の障害となり、利用者の利便性がかえって損なわれていること、②金融グループとして要求される統合的リスク管理やコンプライアンスの障害となっていること、③我が国金融機関の競争力の観点から見たときに欧米の金融グループとの競争条件を不利なものにしていること等を指摘した³。これを受けて、平成21年に施行された金融商品取引法の改正により、法人顧客の非公開情報についてのオプトアウト制度が導入されるとともに、内部管理目的での非公開情報の授受については情報授受規制の対象外とされた。また、最近では、令和3年6月18日の金融審議会市場制度ワーキング・グループ「第二次報告ーコロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けてー」が、①現在のオプトアウトの制度は、顧客に対する説明事項が多い等、負担や利便性の観点からオプトインと大差がない等の理由から、銀行・証券会社双方において必ずしも積極的に活用されていないこと、②欧米にはない情報共有の禁止規定が過剰な規制と認識されて、日本の国際金融センターとしての魅力向上にとって阻害要因の1つとなっていること、③顧客に対する総合的な金融サービスの提案・提供を阻害しているほか、顧客・金融機関の双方にとって、手続・管理面の負担が大きいこと、等を指摘した⁴。これを受けて、①上場企業やそのグループ会社を対象とし

¹ 規制導入時の分析として、川口恭弘「ファイアー・ウォール」ジュリスト1023号15頁(1993)。

² 具体的には、平成11年の証券子会社の主幹事制限廃止、店舗の共用制限の緩和、共同訪問の解禁等、非公開情報に関する包括同意の容認等、平成14年の店舗の共用制限の撤廃、平成16年の銀行等による証券仲介業の解禁、平成21年の役員の兼職規制の撤廃、法人顧客の非公開情報についてのオプトアウト制度の導入、内部管理目的での非公開情報の授受容認、利益相反管理体制・ホームページ・ルール導入等、平成26年の外国法人顧客についてメールによる同意の許容、法人顧客に関するオプトアウト制度の緩和、令和4年の上場企業やそのグループ会社を対象とした顧客情報規制の見直し、オプトイン手続の簡素化、ホームページ・ルールの撤廃と順次緩和されてきた。ファイアーウォール規制の沿革については、岩原紳作「ファイアーウォール規制の在り方について」金融法務研究会報告書「金融グループにおける証券関連業務を巡る諸問題」1頁以下(平成28年)。

³ 金融審議会金融分科会第一部会報告「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-1/01.pdf) (平成19年12月16日)12頁。

⁴ 金融審議会市場制度ワーキング・グループ「第二次報告ーコロナ後を見据えた魅力ある資

た顧客情報規制の見直し、②オプトイン手続の簡素化、③ホームページ・ルールの撤廃等を内容とする内閣府令等の改正が令和4年6月22日に施行されている⁵。

(2) 現在の情報授受規制

現在の銀証分離の規制の内容は、①情報授受規制：同一金融グループ内の銀行・金商業者間において、顧客の同意のない顧客の非公開情報の共有等を規制する、②外務員の二重登録の禁止：同時に複数の金商業者等の外務員になれないとする、③発行体向けクロスマーケティングの禁止：銀行は引受けに関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な条件の提示や交渉はできない、④主幹事引受制限：親子法人等が発行する有価証券の引受主幹事となることを原則禁止する、⑤引受証券の売却制限：証券会社が引受けた有価証券の6か月以内の親子法人等への売却を原則禁止するといったものである。

このうち、情報授受規制を定めているのは、金商法44条の3（親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）第1項4号を受けた、金商業府令153条1項7号（金商業者について）、及び、同府令154条1項4号（登録金融機関について）である。規制の詳細について検討するのは本稿の目的ではないが、現在の情報授受規制は、概要、以下のような内容である。

金商業府令153条1項7号は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供することを禁止している。ここで、「発行者等」は非公開情報に係る発行者または顧客と定義されており（金商業府令147条1号）、「非公開情報」は、発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は自身や親法人等・子法人等の役職員が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人に係るものを除く。）と定義されている（金商業府令1条4項12号）⁶。

本市場の構築に向けて一」（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20210618/houkoku.pdf）（令和3年6月18日）14頁。

⁵ 令和4年の改正について詳しく検討したものとしては、例えば、川口恭弘「金融審議会市場制度ワーキング・グループ第一次報告及び第二次報告に基づく諸施策（2）－銀証ファイアーウォール規制の見直し－」（日本取引所グループ金融商品取引法研究会、令和4年7月22日）における報告及びそこでの議論を参照（議事録はhttps://www.jpex.co.jp/corporate/research-study/research-group/fi115r000000xe5-att/20220722_1.pdf、資料はhttps://www.jpex.co.jp/corporate/research-study/research-group/fi115r000000xe5-att/20220722_2.pdfで閲覧可能である）。

⁶ ここで、外国法人に関する情報が非公開情報の定義から除かれているのは、令和2年12月20日の金融審議会市場制度ワーキング・グループ「第一次報告－世界に開かれた国際金融センターの実現に向けて－」（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20201223/houkoku.pdf）において、①海外規制との同等性確保や海外金融機関との国際競争力強化や、②諸外国において利益相反管理等の顧客保護に係る取組みが進展している中で顧客が経済活動を行う国における規制に上乗せして本邦規制を課す必要性は必ずしも高くはないといった理由で、外国法人顧客に関する非公開情報を情報授受規制の対象から除外することが適当であるとされ（10頁）、令和3年6月30日付で金商業府令1条4項12号の非公開情報の定義から外国法人顧客に関するものを除く改正がなされたことによる。

そのうえで、例外として授受が認められる場合として、①金融商品取引業者又はその親子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合（金商業府令 153 条 1 項 7 号イ）、②親子法人等に金融商品仲介業に関する委託等を行ったり、親子法人等の委託を受けて金融機関代理業を行ったりする場合の一定の情報の授受（同ロからニ）、③法令等に基づく授受の場合（同ホ）、④内部管理等の目的で授受を行う場合（同へ、ト、リ）、⑤発行者等が上場会社等（金商法府令 123 条 1 項 18 号（ト）(1) から（4）に該当する者と規定されている）である場合であり、発行者等の求めに応じて当該非公開情報の提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該発行者等が容易に知り得る状態に置いているとき（同ヌ）、が挙げられている。さらに、金商業府令 153 条 2 項では、⑥金融商品取引業者・親子法人等が発行者等（法人に限る）に対して当該発行者等に関する非公開情報の提供の停止を求める機会を適切に提供している場合は、当該発行者等が当該停止を求めるまでは、当該非公開情報の提供について当該発行者等の書面又は電磁的記録による同意があるものとみなすとされている。

このうち、①がいわゆる「オプトイン」（原則授受できないが顧客の同意があることにより授受が可能となるもの）、⑤⑥がいわゆる「オプトアウト」（原則授受が可能であるが顧客から授受を停止して欲しいとの意思が示された場合には授受ができなくなるもの）、である。⑤のオプトアウトは令和 4 年の改正によって導入された上場会社等に限ったオプトアウト制度である⁷。⑤と⑥では、上場会社等を対象にした⑤の場合には、オプトアウトの機会について予め発行者等が容易に知り得る状態においていけば足りるのに対して、法人一般を対象とした⑥の場合には、発行者等に対してオプトアウトの機会を適切に提供していることが求められる。要するに、情報授受に関する顧客の同意との関係では、全ての顧客を対象としたオプトイン、法人一般を対象としたオプトアウト、上場会社等を対象としたオプトアウトという 3 つの制度が存在することとなる。

具体的に、どのようなプロセスが必要かについては、監督指針において規定がなされている。まず、オプトインについては、前述の市場制度ワーキング・グループの第二次報告を受けた令和 4 年 6 月 22 日施行の金商業府令の改正により、同意を得る方法として電磁的記録でもよいことが明文で定められた。監督指針では、オプトインの方法について、「書面の送付のほか、電子メールの送付やタブレット端末等を用いたウェブサイト上のフォームへの入力など、当該発行者等の利便性を考慮したものとなっているか」を確認すること等とされている（金融商品取引業者に関する総合的な監督指針Ⅳ-3-1-4(3)）。⑥の法人一般を対象としたオプトアウトについては、顧客に対して、あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲、非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲、非公開情報の授受の方法、提供先における非公開情報の管理の方法、提供先における非公開情報の利用目的及び親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法を書面等で通知していることや、通知をしてから実際に授受を開始するまでに発行者等がオプトアウトの可否を判断するための期間を確保していること等が求められる（同（1））。このようなオプトアウトのプロセスについては、負担や利便性の点でオプトインと大差ないと

⁷ この新しいオプトアウト制度の対象となる上場会社の範囲について検討したものとして、川口・前掲注 5、9 頁以下。

の意見が示されていることは既述の通りである。⑤の上場会社等を対象としたオプトアウトとの関係で、どのような場合に「容易に知り得る状態に置いている」といえるかについては、⑥の場合と同様の情報及びオプトアウトする場合の連絡先を、店舗で常時掲示するとともにホームページに常時掲載していることが例示されている（同（2））⁸。

3. ファイアーウォール規制における情報授受規制の検討

ファイアーウォール規制は、①証券市場のあり方や業際問題、②顧客のニーズ、③エンティティ・ベースの規制手法とグループ・ベースの規制手法、④情報共有規制と行為規制との関係、⑤優越的地位の濫用や利益相反禁止、⑥守秘義務や顧客による情報コントロール権の問題等、様々な問題が絡み合った複雑な問題であり、そのことが、議論を複雑にしているように思われる。

以下、それぞれについて検討したい⁹。

(1) 金融サービスや業際問題

まず、銀行と証券との間の情報共有を制限することが我が国の金融制度が目指すべき方向性として適切か、という観点から考えてみたい。預金を集めて貸し出すという伝統的な銀行業と証券市場と顧客を繋ぐという伝統的な証券業との間に基本的な違いがあるとしても、顧客の立場にたってみれば、要するに、より良い運用、より良い資金調達、よりよい金融サービスを受けることができるかが重要である。そして、例えば、銀行からの借入と資本市場からの調達のように、顧客の目的を実現するために複数の選択肢があり得、各選択肢に顧客の状況・ニーズに応じてメリット・デメリットがあるのであれば、取り得る選択肢を顧客利益の最大化の観点から総合的に検討し、最適なサービスを提供できるようなプレイヤーが存在することこそが、目指すべき方向性であるように思われる。そうした観点からは、横断的なサービス提供が行いやすくするような法制度のあり方が検討されるべきであると思われる。

このような横断的なサービス提供の必要性は、金融サービス仲介業の新設の際にも意識されたが、金融サービス仲介業の具体的な規制を考える過程で、結局、各業態ごとの規制の順守の視点が強調され、横断的なサービス提供という視点は後退したように思われる。顧客情報の取扱いについても、預金等媒介業務に関して得た非公開情報は顧客の同意を得ないで他の種別の業務には利用できないといったルールが設けられ（例えば、金融サービス仲介法 26 条、金融サービス仲介業に関する府令 55 条 7 号を参照）、横断的な情報共有は行えなくなった¹⁰。

⁸ 「容易に知り得る状態に置いている」といえるための具体的な対応について、川口・前掲注 5、8 頁以下。

⁹ 以下の内容の一部については、拙稿「規制の見直しを付加価値の高いサービス提供につなげよ」金融財政事情 2022 年 3 月 1 日号 20 頁以下でも検討した。

¹⁰ この点については、金融サービス仲介業の制度が検討された金融審議会決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ第 5 回会合（令和元年 11 月 26 日）にお

最近では、金融商品が多様化し、金融グループの業務範囲が広がり、金融と非金融の垣根すら曖昧となってきている中で、金融グループが有する情報やノウハウを活かした幅広いサービスの提供が期待されるようになってきている状況において、特に、銀行業と証券業について、違いを際立たせた規制は適切かが改めて検討される必要があると思われる。

ファイアーウォール規制については、銀行を証券業務から排除して証券会社を育成し、証券市場を銀行から独立して発展させるという目的を有していた旧証券取引法 65 条を引きずっている側面があり、「銀行が融資先企業に対する圧倒的な影響力を行使して、証券業務を証券会社から奪うこと等に対する制限の意味合いも持っていたように思われ」、情報授受規

いて、筆者は次のような意見を述べた。「事務局でおつくりいただいた資料では 4 ページに顧客情報の適正な取り扱いについての措置が記載されております。ここでは仲介行為を行う分野間、あるいは兼業業務との間、グループ会社などとの間、それぞれの情報ごとに何らかの形の管理ができるということを前提に、その垣根を越えた情報の利用ということについては一定の規制がかかるというようなことになっているかと思えます。ただ、ちょっと私がいまひとつよくイメージできないのは、幅広くいろいろなサービスを取り扱う金融仲介業者が顧客から受領する情報について、本当にこのような区分ができるのだろうかというようなことが 1 点疑問に思うところでございます。また、あとフィンテックの大きな顧客にとっての価値というのは、さまざまな情報を最大限うまく活用する、そこから、新たな価値を生み出していくということが、1 つの大きなポイントになっているのではないかと思います。一方で、顧客の意思に反しない、あるいは、不当な利用方法はしない。どの範囲で許諾を与えているかを顧客が明確に理解できるようにし、必要であれば同意を撤回できる。そのような制度的な手当は必要だと思いますが、そういったような手当をした上で、もし顧客がいいと言うのであれば、これもそういう趣旨かもしれませんが、この垣根を越えた情報の活用というのは、情報自体の取り扱いに関するルールとしては認められていっていいのではないかというふうに考えております。その上で、ただ、その情報を使って、どのようなサービスをするかですが、先ほど来、顧客本位の業務運営に関する原則というようなことのお話がありました。顧客本位の業務運営に関する原則は、金融事業者を特定していないというようなことだと思いますので、今度、新たに仲介業になられるような事業者さんは当然この顧客本位の業務運営に関する原則を遵守するというようなことが期待されるのだと思いますし、先ほどカスタマーファーストというようなことが事業者の方からお話があったと思いますが、まさにそのカスタマーファーストを実践するという観点からすれば、顧客本位の業務運営の原則というものに従って業務を組み立てていただくということは、恐らくそういった新たに参入される事業者の方々にとっても、まさに本意とするところだと思いますので、そのような方向で考えられたらいいのではないかと。そういう意味では、情報の形式的なやりとりを規制するよりも、実質的に顧客本位のためにしっかりと情報を使ってもらい、活用してもらおうというのが方向性なのかなというふうに思っております。あとは、情報の利用制限との関係で、やはり利益相反の禁止というのも非常に大きなポイントで、今後いろいろなサービスを提供するようになりますと、やはり利益相反の禁止、本当にお客様の利益になるようなサービスを提供しているのかどうかというような点が気になるかと思えます。そうしますと、どこまでのサービスを提供するかということにもよるのかもしれませんが、利益相反の禁止などにつきましてもテクノロジーを使って、お客様の利益になるようなサービス提供に心がけていただくということは、十分期待できる話だと思いますので、情報の取り扱いや、あるいは中立性ということから、さらに一歩進んで、顧客の利益を最大限考えるというようなことを、どのレベルでルール化していくかということとは問題としてあると思いますけれども、そこはぜひお考えいただきたいのではないかと思います。情報の取り扱いの部分は、おそらく既存の金融機関についても当てはまるかと思えます。」

制についても、「金商業者の親銀行や親銀行持株会社（兄弟銀行）の発行者等や顧客に対する影響力が金融商品取引業務に行使されることを防止するという意味合いもあったものと推測される」との指摘がなされている¹¹。銀行による影響力の行使が優越的地位の濫用に至るようなものであれば競争法等により規制されるべきことはいうまでもない。しかし、それに至らないような競争については、証券会社の育成や証券市場の発展等を後押しするという観点から、ファイアーウォール規制によって防止する必要まではないように思われる。確かに、我が国において証券市場をより発展させることが重要であるが、それは、特に証券会社を育成することによるというよりも、適切な行為規制のもと、より多様なプレイヤーが参加・利用しやすい証券市場を発展させていくことによって実現されるべきであると思われる。

(2) 顧客のニーズ

銀証間の情報共有に関する顧客側のニーズはどうか。

この点について、金融庁が行った令和2年8月から令和3年にかけて、上場企業31社・非上場企業6社（うち、製造業14社・非製造業23社）を対象に実施したヒアリング調査によると¹²、金融機関との取引に当たり、約半数の企業（17社）が、情報共有に関する包括同意書を提出する一方、個別案件毎に同意を判断する企業も約半数（18社）存在したとのことであった。また、企業の意向としては、個別事案ごとに判断したいとする企業が多く存在（21社）（特に大企業に顕著）し、その理由としては、①本邦金融機関については、銀行・証券会社でそれぞれの専門性があることを踏まえ、必ずしも銀証連携によるメリットを感じない（3社）、②金融機関からどのようなサービスについて提案を受けるかについては、個別の案件ごとに、自社の財務部門で判断したい（必ずしも一律に金融機関によるワンストップでの総合的なソリューションの提供を求めている）（7社）、③企業としては、銀行に伝えたコベナンツや決済に関するセンシティブな情報について、グループ証券会社に共有され、当該証券会社の営業活動に勝手に利用されることを懸念している（5社）、といったものが挙げられていた。また、大企業からは、「外資系金融機関からサービスを受ける際も、必ずしもワンストップで総合的なソリューションの提供を受けているわけではなく、M&Aやファイナンスといった案件ごとの内容・規模・地域等に応じて、金融機関が各々得意とするサービス分野などを踏まえてサービスごとに金融機関を選定している」との回答も示された（6社）とされる。

上場企業は金融に関する優れたリソースを有しており、このような回答になったのかもしれない。他方で、顧客として圧倒的に多数を占めると思われる金融に関する高度な知識を有した人材を自ら雇用することが難しい中小企業や個人の方が、横断的なサービスや専門家による総合的な金融ソリューションの提供を必要としているはずではなかろうか¹³。この点に関して、令和4年度改正による新しいオプトアウト制度の対象は、資本市場からの資本

¹¹ 岩原・前掲注2、2頁。

¹² 金融庁市場制度ワーキング・グループ第8回会合資料1（事務局説明資料）（令和3年4月15日）11頁以下。

¹³ 前掲注2・第二次報告27頁から28頁、28頁注90。

調達を現に活用しているのが上場会社であり、また、優越的地位による弊害を受けにくいという理由で¹⁴、上場会社等に限定された。この点では、ニーズと制度との間にねじれが生じているように思われる。

横断的なサービス提供に関する顧客の期待という点では、そのようなサービス提供を受けていない顧客にとってはメリットが実感しにくいこと、及び、自身の情報の取扱いに対する関心が高まる中で金融機関が顧客の利益に反する形で情報を利用することへの懸念があって、なかなか伸びにくいという面があるように思われる。この点については、金融機関が顧客の真のニーズに合致し、金融機関としての専門性を発揮した高度な金融サービスを提供していくという実績を積み重ねることができれば、企業側の認識も変わってくる部分もあるのではないかとと思われる。一方で、顧客の情報を顧客の意に反して利用したり、顧客の情報を顧客の不利益になるような形で利用する等、顧客情報を不適切に利用したケースが出てくると¹⁵、顧客は情報共有によるニーズよりも弊害に留意するようになり、情報共有に向けた制度の緩和に向けた支持も得にくく、また、オプトインを躊躇したり、オプトアウトを積極的に希望したりすることになるだろう。

(3) エンティティ・ベースとグループ・ベース

金融機関についてグループ化が進み、グループの総合力で質の高いサービスを提供していこうという流れが強まる中で、金融機関の業務やその規制をグループ・ベースで考えるか、エンティティ・ベースで考えるかといった観点も重要である。この点、大雑把な比較ではあるが、欧米ではどちらかというグループをあたかもエンティティであるかのように捉えつつ、Need to Know ベースでの顧客情報管理や利益相反管理を行うのに対して、日本ではエンティティ・ベースを基礎としつつ、一定の連携を許容するといった傾向があるように思われる¹⁶。近時の金融規制の流れは、子会社等を通じた業務範囲の拡大にみられるように、グループでの総合力に期待する方向である。そうであれば、欧米風のグループ・ベースでの管理の方向にもう少し踏み込んでよいように思われる。

なお、個人情報保護法においては、共同利用の制度があり、「グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合」や「親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合」が共同利用の例として挙げられている¹⁷。金融法制においても、個人情報保護法における共同利用と同様の取扱いで、グループ内での共同利用を認めるという考え方もあってよいように思われる。

¹⁴ 同上第二次報告 15 頁。

¹⁵ 最近のそうした事例について、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第 22 回会合（令和 4 年 11 月 18 日）資料 9（銀証ファイアーウォール・顧客情報管理にかかる最近の処分事例）。

¹⁶ 例えば、金融庁市場制度ワーキング・グループ第 8 回会合資料 1（事務局説明資料）（令和 3 年 4 月 15 日）5 頁以下でも、金融庁による調査の結果としてそのような海外金融機関の実務に関する見方が示されている。

¹⁷ 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」3-6-3（3）。

(4) 情報共有規制と行為規制

ファイアーウォール規制の一環としての情報授受規制については、ファイアーウォール規制が目的とするのは利益相反や優越的地位の濫用の防止であり、有益な連携さえも塞いでしまう情報授受規制のような形式的・画一的な規制は弊害が大きく、見直されるべきであるといった見解や、弊害を生むのは不適切な情報利活用であって、情報の共有自体ではない、といった見解が、ファイアーウォール規制のあり方について検討した市場制度ワーキング・グループの場において、全国銀行協会や国際銀行協会から示された¹⁸。また、同ワーキング・グループの事務局資料においても、「欧米の金融機関の投資銀行業務等における情報管理に関する規律をみると、「情報授受規制」がない中で、行為規制・市場規制・顧客の最善の利益を図るといふ金融機関の行為規範により、不公正取引の防止及び利益相反管理を徹底している。日本においても、同様の方法で管理を行うことにより、必ずしも入口における情報授受規制を設けておく必要はないのではないかと考え方もあり得る。」との記載も見られた¹⁹。

こうした見解においても指摘されているように、ファイアーウォール規制が目的とする①証券会社間の公正な競争の確保（グループ銀行の優越的地位を濫用した営業の禁止）、②利益相反取引の防止、③顧客情報の適切な保護等の確保との関係で、顧客の利益を損なうのは、情報の共有自体ではなく、その不適切な利用であることからすれば、不適切な情報利用、不適切なサービス提供を行わせないための体制整備義務や行為規制を実効性あるものとすることが重要である一方、入口で一律に情報共有を禁止するという規制は将来的に望ましい方向性とはいえないと思われる。

(5) 優越的地位の濫用や利益相反の禁止

ファイアーウォール規制を巡る議論においては、銀行界は自分たちは以前ほど優越的な地位にはないと主張し、証券界は依然として優越的な地位にあると主張するという構図が続いている。この点について岩原教授は、「金融システムの変化、現在の銀行と事業会社の力関係の変化等を考えると、現在では銀行の影響力の抑止は余り強調すべき要素ではないと考える」と指摘されている²⁰。

銀行が顧客との関係で優越的な地位にあるかどうかは銀行と顧客の態様や地域等によっても異なり、一定の顧客との関係で優越的地位にあることは否定できないのではないと思われる。但し、そのような優越的地位の濫用の問題は、銀証間の関係でのみ問題となるものではなく、他の様々な場面で問題となるはずである。実際、主要行等向けの監督指針においても、銀証間の関係に関する記載（V-3-3-6(3)）のほかにも、「複数の業態を含む金融グループの形成は、金融機関の経営体質の強化やサービスの向上に寄与する可能性がある一方で、組織の複雑化による経営の非効率化、利益相反行為の発生、抱き合せ販売行為や優越的

¹⁸ 金融庁金融審議会市場制度ワーキング・グループ第2回会合（令和2年10月26日）資料3（全国銀行協会提出資料）や資料4（国際銀行協会提出資料）及び議事録における両団体の発言。

¹⁹ 金融庁市場制度ワーキング・グループ第8回会合資料1（事務局説明資料）（令和3年4月15日）15頁。

²⁰ 岩原紳作「ファイアーウォール規制の在り方について」『商事法論集Ⅲ』463頁

地位を濫用した取引の働きかけの誘因の増大、グループ内のリスクの波及、グループにおけるリスクの集中等が生じるおそれがある」(Ⅱ-1(4))との一般的な記載があるのに加え、デリバティブ取引(Ⅲ-3-3-1-2(2)イ.g)、保険募集(Ⅲ-3-3-2-2(4)②)、地域活性化業務(V-3-2-1(2))、人材紹介業務(V-3-2-2(1))、子会社のリース業務(V-3-3-1(2)②)、投資専門子会社におけるコンサルティング業務(V-3-3-1(2)⑥)、他業銀行業高度化等会社(V-3-3-4)、兼業業務(Ⅷ-3-2-2-4(6))、銀行代理業(Ⅷ-4-2-1(1)(2)、Ⅷ-4-2-3(1))において言及されている。但し、銀証間の優越的地位の濫用については2頁超にわたり詳細な記述がなされているのに対して、他の項目での記載は銀証間の優越的地位の濫用に関する記述に比べるとよりシンプルである。しかし、銀証間で特に優越的な地位の濫用のリスクが高いとも思われず、証券業務との関係で優越的地位を濫用するような銀行・銀行グループは、他の業務との関係でも優越的地位を濫用するのではないかと思われる。銀行が優越的地位を濫用するリスクが大きいのであれば、より一般的に、優越的地位の濫用に対する規制の高度化を図るべきであると思われる。この点に関して、金融庁は、令和4年6月22日に「優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口」を設置したが、受付内容については、「銀証ファイアーウォール規制に係る優越的地位の濫用に関する情報等」とされている²¹。このような窓口の設置は、規制の高度化のための一つの手法であると考えられるが、上述の通り、優越的地位の濫用は銀証の関係に限られるものではなく、受付内容を銀証ファイアーウォール規制に限定する必要はないと思われる。

また、仮に、銀行・銀行グループによる優越的地位の濫用のリスクが大きいとしても、そのリスクに対する対策として、現在のファイアーウォール規制が有効と言えるかどうかという問題もある。この点については、顧客の同意により情報共有等が可能になるならば、同意の獲得について優越的地位を濫用することは容易であり、同意によって解除される情報共有規制は優越的地位の濫用を防止するには有効ではないのではないかと指摘されている²²。ファイアーウォール規制と優越的地位の濫用の関係については、ファイアーウォール規制が優越的地位の濫用の防止に有効であるからというよりも、優越的地位を有する金融機関がその地位を利用して顧客に情報共有の同意を強いるといった事態を回避する必要があると整理すべきものであると思われる。

利益相反取引の防止との関係では、銀行界からは、既に利益相反防止のための態勢整備を求める規制が整備されていること、利益相反取引防止も実務においても浸透していることが主張されており、利益相反防止のために情報共有を禁止する必要はないのではないかと主張されている²³。

²¹ 金融庁ウェブサイト「銀証ファイアーウォール規制に係る「優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口」の設置について」(令和4年6月22日)(<https://www.fsa.go.jp/receipt/firewall-conduct.html>)。

²² 岩原・同上466頁。

²³ ギャリー・スタントン「銀証間の顧客情報共有禁止規定の全面的な撤廃を」金融財政事情2020年11月9日号27頁。同様の見解は、金融審議会市場制度ワーキング・グループの場でもたびたび示された。例えば、金融庁金融審議会市場制度ワーキング・グループ第2回会合(令和2年10月26日)資料3(全国銀行協会提出資料)15頁・資料4(国際銀行協会提出資料)11頁以下や、同第22回会合(令和4年11月18日)資料7(全国銀行協会提出資料)14頁。

情報の共有自体が悪いわけではなく、悪いのは優越的地位の濫用や利益相反行為であること、また、情報の共有を禁止しなくても優越的地位の濫用や利益相反を規制するための枠組みはある程度整っていることを考えるならば、情報の共有自体を禁止することよりも、顧客の非公開情報を利用して顧客の利益を損なうような事態が生じないような仕組みの実効性を高めることを目指すべきであるように思われる²⁴。この点では、欧米と比較した場合、ルールに反する行為がなされた場合における顧客に対する民事上の救済や金融機関に対するサンクションといった点で、やや物足りなさが残るといった指摘がなされている²⁵。情報共有を可能にしたうえで、ルール違反があった場合のサンクションを強化することが検討されてよいと考えている。

また、個々の顧客にとっては、ルールに違反した金融機関に巨額の制裁金が課されることよりも、ルールに違反したことにより被った損害について適切な私法上の救済が受けられることの方が意味あるようにも思われるし、そうした私法上の救済が得やすい環境があれば、金融機関側の緊張感にもつながるように思われる。例えば、個人についてもオプトアウトを導入する代わりに、金融機関側が顧客に対して、利益相反の有無、金融機関が理解する顧客の状況やニーズ、そうした顧客の状況やニーズに照らして金融機関が顧客の利益に最も適すと考える提案とその理由、そして、顧客の選択の結果によって不利益に扱われることはない旨を明文で説明することを義務付け、以上のような情報を提供しなかった場合や、情報の内容が誤っており、金融機関が注意義務を果たせば情報の内容が誤っていることを知りえた場合には、取引の取消し、利益の吐き出し、損害の賠償を請求できるといった形で私法上の救済を充実させることも選択肢としてあり得るのではないかと考えている。また、訴訟を提起して救済を得なければならないというのは、顧客にとって心理的にも実務的にもハードルが高く、ADRによる紛争解決の充実も検討されるべきであると思われる。

(6) 守秘義務や情報コントロール権

ファイアーウォール規制に基づく情報授受規制とは別に、顧客情報については守秘義務や個人情報保護法等による規制がある。これにより、個人についてはオプトイン、法人についてはオプトアウトといったファイアーウォール規制における情報授受規制における個人と法人との区別とは別に、個人情報保護法の適用の有無という観点から個人顧客と法人顧客では情報の共有に関するルールに違いがあることになる。また、将来、情報授受規制との関係で個人と法人の違いをなくしたとしても、個人情報保護法の適用という点で個人顧客と法人顧客の情報の共有に適用されるルールには違いが残る。逆に、横断的なサービス提供によるメリットを個人も享受しやすくするという観点からは、ファイアーウォールに関する情報授受規制との関係では個人と法人を区別せず、個人情報については個人情報保護法

²⁴ 岩原・前掲注 2、6 頁も、利益相反的な行為は金商法や民法により規制されており、また、銀行と証券会社との間だけの問題ではないのであって、そうした規制の対象となりえないような場合についてまで、銀行と証券会社との関係についてだけ、利益相反行為のきっかけになりうるからというだけの理由で、非公開情報の授受そのものに顧客の同意が必要とすることは原則として不要ではないかとする。

²⁵ 金融庁金融審議会市場制度ワーキング・グループ第 2 回会合（令和 2 年 10 月 26 日）でもそのような指摘がなされた（資料 6（資本市場の健全な発展を考える会提出資料）17 頁）。

の規制に委ねるといことが考えられるように思われる²⁶。

個人情報保護法については、どのような情報授受がどのような形態で許されるかは比較的明確であるが、銀行が負う守秘義務のもと、グループ会社との間でのどのような情報共有が許されるかは、必ずしも明らかではない。この点については、プライバシー保護の問題が生じない法人顧客との関係では、法人顧客に経済的損失を与えない範囲では第三者への提供は許されるとの見解が有力である²⁷。そして、この見解を前提に、「法人顧客情報をビジネス目的のために他のグループ企業に利用させることは、そのこと自体から当該顧客に経済的不利益が生じることは原則として考えられないため、当該顧客の同意がなくても本来許される」との見解が示されている²⁸。

一方で、顧客情報の利用方法が多様化したこと等による顧客情報の財産的な価値の高まりもあって、情報の所有権といった考え方も主張されるようになってきており²⁹、自分の情報だから自分でコントロールしたいといった見解が、個人・法人問わずに強くなってきているように思われる。ファイアーウォール規制との関係でも、自分の情報は共有されてほしくないとの意向を持つ顧客も少なくないことを理由として、情報の授受規制を維持すべきであるとの主張もなされている³⁰。

顧客に関する情報を利活用したり第三者に提供したりする銀行の権利と、顧客の権利とのバランスをどのように取っていくかは、銀行と証券会社との関係に関わらない、より一般的な問題であり、従来の守秘義務に関する議論だけでは十分にとらえきれない問題である³¹。

²⁶ 個人情報保護法では、第三者提供について、「本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たとき」には、本人の同意を得る必要がないこととされている（23条2項。但し、個人信用情報については、金融分野ガイドラインで本人の同意を得ることが必要とされている。）。また、銀行グループ内の個人情報の共有は個人情報保護法上の共同利用の形式に依っていることが多いと思われる。共同利用については、「特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき」には第三者提供に当たらないとされている。

²⁷ 金融法務研究会「金融機関のグループ化と守秘義務」47頁以下。平成16年4月の全国銀行協会「貸出債権市場における情報開示に関する研究会報告書」、平成20年4月の全国銀行協会「法人顧客に係る銀証間の情報共有に関する研究会報告書」も同様の見解に立っている。

²⁸ 岩原・前掲注2、6頁。

²⁹ 森下哲朗・翁百合・小早川周司「オープン・バンキングをめぐる取組みと今後の課題（下）ーオープンAPI、業務範囲、情報利活用を中心にー」金融法務事情2149号23頁以下（2020）。

³⁰ 例えば、金融庁金融審議会市場制度ワーキング・グループ第2回会合（令和2年10月26日）における資料6（資本市場の健全な発展を考える会提出資料）3頁以下を参照。

³¹ 「金融サービスにおける顧客情報の利用を巡る法律問題研究会」報告書「顧客情報の利活用に関する行為規範のあり方」（令和2年）27頁以下も、銀行固有の守秘義務は、顧客の信用情報を中心として銀行との取引関係情報を主たる対象として議論されてきた概念であり、銀行が保有する情報の利活用のための第三者提供という問題をとらえるためには、従来の守秘義務に加えて、情報の正確性を確保するための行為規範、本人のコントロールビリティを高める行為規範を考えていく必要があるとする。

この点については、顧客に関する情報は須らく顧客の所有物であり、銀行は顧客が情報の利活用や第三者との共有を拒否したならば、当然に当該情報を利活用したり、第三者と共有したりすることが許されないと考える必要はないように思われる³²。銀行が保有する顧客に関する情報には異なる種類のものであり、銀行と顧客との間の取引記録や銀行が顧客について自己の分析を加えた情報などは銀行の活動の記録でもあるので、銀行が顧客に損害を与えない範囲で利活用したり、第三者と共有したりすることは、法的には許されると考えてよいように思われる³³。今後、こうした観点からの議論が、より深まっていくことが重要である。

但し、法的には可能であっても、銀行、銀行グループとしては、顧客が嫌がっている場合に、あえて顧客の非公開情報をグループ内の他の会社とビジネス目的で共有するインセンティブはないであろう。なぜならば、顧客はそのような会社とは取引を行いたくないと考えるだろうし、レピュテーションにも影響するからである。また、顧客が情報の共有を拒否した場合、それを理由として、情報を共有しなくても提供できるようなサービスについても不利に扱うことは、許されないというべきである。

おわりに

欧米では、ファイアウォール規制がなく、原則としてグループ企業内での情報共有を認める代わりに、情報の利活用の在り方について、どの範囲の人がどのように情報にアクセスすることが許されるか、どのように管理・利用するか、情報の利用についての顧客とのインターフェイスをどのように構築していくか、顧客からのクレーム等にどのように対応するか、組織内にどのような情報隔壁を設けるか、どのように利益相反を管理するか等について具体的な工夫をすることによって、情報の共有が顧客に不利益をもたらさないようにしているようである³⁴。

我が国も一歩進んで、金融持株会社のガバナンス下にある金融グループ内での情報共有については原則として自由とする代わりに、グループ全体としての情報の適切な利用についての体制整備や行為規範の確立を進めると同時に、グループ内での情報の不適切利用に

³² データの取引やデータに対する権利に関する私法ルールを提案するものとして注目されている ALI-ELI のデータ・エコノミーに関する原則 (ALI-ELI Principles for a Data Economy - Data Transactions and Data Rights) でも、複数の当事者によって共同で生成されたデータである共同生成データという考え方が提案され、共同生成データについては各当事者がデータの生成に果たした役割の程度に応じて、各当事者の持つ権利の内容が決定されるべきであるとされている (同原則の Final Council Draft を紹介したものとして、拙稿「ALI-ELI のデータ・エコノミーに関する原則について (1)」NBL1214 号 4 頁以下を参照)。共同生成データについては、原則 18 以下で規定されている。

³³ 森下・翁・小早川・前掲注 28、25 頁以下における FDATA やオーストラリアの議論を参照。

³⁴ 金融審議会市場制度ワーキング・グループ第 4 回会合 (令和 2 年 12 月 1 日) における、神作教授の報告でも、米国やドイツではグループ単位で問題を考えている点に特色があることが指摘された (資料 3 (神作委員提出資料) 13 頁以下)。なお、神作裕之「ドイツにおける銀行業務と証券業務の利益相反規制—情報の管理および兼職規制の観点から」金融法務研究会報告書「金融グループにおける証券関連業務を巡る諸問題」88 頁 (平成 28 年) でも、ドイツの特徴として、グループレベルで組織上の義務が課されている点が指摘されている。

についてはグループ全体として責任を負うこととするといったグループ主体のルールを原則とすることが検討されてよいように思われる。そのようなグループ単位での考え方は、業務範囲規制を考える際にグループ全体として業務範囲を考え、一定の業務については子会社や兄弟会社に委ねていることとも整合するように思われる。

以 上